

保育料第2子軽減制度の拡充について

- 上の子をナーサリールームや家庭保育室へ入園させたい！
- でも、下の子の保育料軽減制度が無い・・・

☆このような声にお応えして、令和7年9月より

「保育料第2子軽減制度を拡充」します！

きょうだいで保育施設を利用する世帯の保育料軽減内容

第1子 在園する保育施設	第2子（0・1・2歳児）	
	在園する保育施設	保育料軽減内容
認可保育園等（※1）	認可保育園	半額軽減
	ナーサリールーム・家庭保育室	▲10,000円軽減
新たに保育料軽減を拡充します！ 認可外保育施設 （※2）	認可保育園	半額軽減
	ナーサリールーム・家庭保育室	▲10,000円軽減

（※1）認可保育園等：認可保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所・家庭的保育事業所・特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設通所部・企業主導型保育事業所および児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援を指します。

（※2）認可外保育施設：子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をした認可外保育施設を指します。

対象となる「第1子の在園する認可外保育施設」は本市HPに掲載しております
トップページ > メニュー > 子育て・教育 > 育児・保育 > お知らせ >
幼児教育・保育の無償化の全体像 > 施設等利用給付の対象となる施設の一覧



お手続きについて

①第2子が認可保育園に在園している場合

第1子が在園する保育施設で在園証明書（令和7年4月1日以降発行）を発行していただき、区役所支援課へご提出ください。

※本制度が適用対象外の場合でも、他の制度により減免となる場合がありますので、保育施設利用のてびきも併せてご覧ください。

②第2子がナーサリールーム・家庭保育室に在園している場合

第1子が在園する保育施設で在園証明書（令和7年4月1日以降発行）を発行していただき、第2子が在園するナーサリールーム・家庭保育室へご提出ください。

軽減開始時期

令和7年9月分保育料から軽減となります。

問合せ先一覧

①第2子が認可保育園に在園している場合

各区役所 支援課児童福祉係（福祉事務所）

西区	〒331-8587 西区西大宮 3-4-2 TEL 048 (620) 2661 FAX 048 (620) 2766	桜区	〒338-8586 桜区道場 4-3-1 TEL 048 (856) 6171 FAX 048 (856) 6276
北区	〒331-8586 北区宮原町 1-852-1 TEL 048 (669) 6061 FAX 048 (669) 6166	浦和区	〒330-9586 浦和区常盤 6-4-4 TEL 048 (829) 6139 FAX 048 (829) 6239
大宮区	〒330-8501 大宮区吉敷町 1-124-1 TEL 048 (646) 3061 FAX 048 (646) 3166	南区	〒336-8586 南区别所 7-20-1 (サウスピア5階) TEL 048 (844) 7171 FAX 048 (844) 7276
見沼区	〒337-8586 見沼区堀崎町 12-36 TEL 048 (681) 6061 FAX 048 (681) 6166	緑区	〒336-8587 緑区中尾 975-1 TEL 048 (712) 1171 FAX 048 (712) 1276
中央区	〒338-8686 中央区下落合 5-7-10 TEL 048 (840) 6061 FAX 048 (840) 6166	岩槻区	〒339-8585 岩槻区本町 3-2-5 (ワッツ東館3階) TEL 048 (790) 0162 FAX 048 (790) 0266

②第2子がナーサリールーム・家庭保育室に在園している場合

〒330-9586 浦和区常盤 6-4-4

子ども未来局 子育て未来部 保育施設支援課 管理・認可外保育係

TEL 048 (829) 1859 FAX 048 (829) 2516